

健健発0420第5号  
健感発0420第8号  
保国発0420第4号  
令和4年4月20日

各 

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部(局)長 御中  
民生主管部(局)長

厚生労働省健康局健康課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局国民健康保険課長  
( 公 印 省 略 )

自営業の方等に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「自営業の方等に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第4号・健感発0130第4号・保国発0130第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・保険局国民健康保険課長通知）により、これまで御協力を頂いているところです。

「風しんの追加的対策」については、令和4年3月までに本対策の対象者の抗体保有率を90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の到達期限の延長（令和7年

3月末まで抗体保有率を90%に引き上げること)及び追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり実施することについて御了承いただいたところです。

については、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、自営業の方等のうち対象者が風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記の通り、引き続き、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)において御対応いただきたい事項を改めてまとめましたので、御了知の上、関係者等に周知して御対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 都道府県に対する依頼事項

都道府県(国民健康保険主管課(部))がとりまとめて締結している特定健康診査の集合契約に基づいて委託している健診機関等に対して、風しんの追加的対策にかかる集合契約への加入の徹底に努めるよう都道府県の衛生主管部局と国民健康保険主管課(部)で連携して健診機関等に可能な限り周知すること。

### 2 市町村に対する依頼事項

(1) 特定健康診査の実施主体である市町村が直接当該健診を実施している場合(外部の健診実機関等に委託していない場合)については、特定健康診査の機会に併せて、クーポン券を利用して無料で風しんの抗体検査を実施できるよう体制を整備すること。

(2) 特定健康診査を外部の健診機関等に委託して実施している場合(都道府県のとりまとめで締結している集合契約に基づいて委託している医療機関を除く)については、

① 風しんの追加的対策に係る集合契約への加入の徹底

② 特定健康診査の対象者に対する風しんの案内や予診票の送付の徹底

(特定健康診査を受けるための書類を送付する際に、風しんの案内も同封する等)に努めるよう市町村から健診機関等に可能な限り周知すること。

### 3 対応状況の把握について

(1) 市町村は2. (1)の実施状況及び2. (2)②の送付状況をできる限り調査し、厚生労働省ホームページ内入力フォーム

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin09> によりに報告すること。

市町村名	
2. (1)の実施状況 (当てはまるものを全て選択)	① 大半の機会に対応済み ② 一部の機会のみだが、対応済み ③ 特定健診は全て外部委託のため未対応 ④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部または全ての特定健診の実施を延期・中止している ⑤ その他未対応の理由( )
2. (2)②の風しんの案内等の送付状況 (当てはまるものを全て選択)	① ( ※ )機関に依頼済み、依頼予定 ② 外部委託をしていない ③ 特定健診集合契約による健診を実施 ④ 風しん抗体検査の案内等は、市町村から直接送付済み、送付予定 ⑤ その他( )

※ 案内等を送付した健診機関等の数を入力してください。

(2) 報告の時期については、以下の通り。

提出時期その1：令和4年9月30日時点の状況を10月16日まで。

提出時期その2：令和5年2月28日時点の状況を3月12日まで。

なお、令和元年度から令和3年度にいただいた調査結果は、厚生労働省研究班において、集計、解析を行う予定ですので、御理解いただきますようお願いいたします。

#### <参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 対象者への案内

【関係書類（電子媒体等）の掲載先】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00008.html)

【お問い合わせ先】厚生労働省健康局結核感染症課 03-5253-1111（内線 2097 又は 2923）

感疾第 30440-3 号  
令和 4 年 5 月 2 日

群馬県国民健康保険団体連合会業務支援課長 様

群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課長 中村 多美子

自営業の方等に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

このことについて、別添のとおり「自営業の方等に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和 4 年 4 月 20 日付け健健発 0420 第 5 号ほか連名通知）がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、内容を御承知の上、風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、下記のとおり御協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

特定健康診査の集合契約に基づいて委託している健診機関等に対して、風しんの追加的対策にかかる集合契約への加入の徹底に努めるよう周知をお願いいたします。

#### 【風しんの集合契約について】

- ・抗体検査及び予防接種の費用をクーポン券を利用して請求するためには、健診機関等が風しんの集合契約に加入する必要があります。
- ・全国の市町村との抗体検査・予防接種の実施について、委託/受託の契約を結ぶことを委任する委任状を所属する医師会、病院団体、健診団体等（所属団体でとりまとめていなければ、市町村に御相談ください）に提出することで、契約に加入できます。

#### 【手引き（風しんの追加的対策関係）】

- ・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html)

担当 感染症危機管理第一係 西沢

電話 027-226-2615

Email nishizawa-ma@pref.gunma.lg.jp